

## 入札説明書

国立療養所栗生楽泉園不自由者棟改修整備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成26年10月14日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 国立療養所栗生楽泉園 事務部長 石川 武志

3 工事概要

(1) 工事名 国立療養所栗生楽泉園不自由者棟改修整備工事

(2) 工事場所 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

(3) 工事内容 不自由者棟の改修工事（改修床面積376㎡）

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成27年3月27日まで

(5) 工事種目 建築一式

(6) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

(7) 本工事は、提出資料、入札等を紙入札で行う。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 厚生労働省（関東甲信越地域）における「建築一式工事」において「A、B又はC等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東甲信越地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成11年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

(5) 次に示す①に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。

① 安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置でき

ること。

① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

② (4)に掲げる完成した工事の経験を有する者であること(品質証明員としての経験は除く。)(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。)ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

③ 監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。

・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

#### ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 群馬、埼玉、長野、新潟県内及び東京都内に建設工事業に係る許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 次の事項に該当する者は、競争に参加できない。
  - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
  - (イ) 経営状況又は信用度が極度に悪化している者。

#### 5 設計業務の受託者等

- (1) 4(8)の「3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

東京都中央区新川一丁目2番12号  
(株) 山下テクノス

- (2) 4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

#### 6 担当部局

〒377-1711 (住所) 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647  
国立療養所栗生楽泉園 会計課施設管理係  
電話：0279-88-3030 (内線225)

#### 7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、技術提案書(以下「提案書」という。)についても次に従い、提出すること。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書、資料及び提案書を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に、4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書、資料及び提案書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：平成26年10月14日(火)から平成26年10月28日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 提出場所：上記6に同じ。

③ 提出方法：申請書、資料及び提案書の提出は、②の場所に持参する。郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成11年度以降に、工事が完成し、引き渡しが行われているものだけに限り記載すること。

#### ① 施工実績

4(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

#### ② 配置予定の技術者

4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

#### ③ 近隣地域内の施工実績（別記様式4）

近隣地域における施工実績（発注機関及び工種は問わない。）を記載する。

但し、施工規模は受注金額が概ね5,000万円以上の施工実績とし、1件記載すること。

なお、5,000万円以上の施工実績がない場合は、500万円未満の施工実績でも差し支えないが、500万円未満の実績は評価しない。

また、別記様式2に記載する施工実績と重複した記載でもよい。

#### ④ 契約書の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（表鑑で可）を提出すること。但し、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しに替えて工事カルテの写しを提出することでよいこととする。

#### ⑤ 地域貢献度の実績

地域ボランティア等により、地域行政から感謝状を与えられた企業については、その感謝状の写しを添付する。

#### ⑥ 技術提案書の提出

4 (5) に掲げる資格があることを判断できる安全管理の技術的事項に対する所見を提案書（別記様式5）に記載すること。

- ⑦ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。
- ⑧ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。但し、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。
- ⑨ 技術資料作成要領説明会については、原則として実施しない。

(4) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、当施設総合評価審査委員会において行う。

- ・着眼点：発注者の主旨の理解度、施工計画。

(5) 技術資料作成説明会

技術資料作成要領説明会については、原則として実施しない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書、資料及び提案書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成26年10月30日（木）までに書面で通知する。通知において、技術提案による施工計画の提出者については、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知する。この際、否とした場合には、理由を付して通知する。

(7) 設計図書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間：平成26年10月17日（金）から10月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。
- ② 場所：6に同じ。
- ③ 交付に当たっては、実費を徴収するものとする。

(8) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(9) その他

- ① 申請書、資料及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書、資料及び提案書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書、資料及び提案書は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書、資料及び提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤ 申請書、資料及び提案書に関する問い合わせ先  
6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成26年11月 7日（金）17時。
- ② 提出場所：6に同じ。

③ 提出方法：書面により提出すること。郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成26年11月12日（水）までに説明を求めた者に対し紙により回答する。

(3) 支出負担行為担当官からの理由等の説明に不服がある者は、(2)の書面を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省医政局医療経営支援課長に対し再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う。

① 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間：6に同じ。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：6に同じ。

## 9 総合評価落札方式に関する事項

### (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 入札説明書に示された標準的な参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

② 4(5)に関する提案（以下「技術提案」という。）や技術資料で示された実績等により最高15点の加算点を与える。

③ 得られる標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。

総合評価落札方式に関する詳述は、別添資料1「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を(2)以下に示す。

### (2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

(ア) 上記4(5)に示す項目に対する提案（簡易な施工計画）に関する事項  
施工計画の適切性、付与条件との整合、技術的裏付けなどにより評価

### (3) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は別添資料1「総合評価落札方式の内容」5に示す。

### (4) 落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目を評価し、

評価値 = {(標準点 + 加算点) / (入札価格)}

の最も高い者を落札者とする。

① 入札参加者は、価格及び(3)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件に該当する者のうち、別添資料1によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者と

することがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 提案及び提案値が最低限の要求要件（標準値）を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

#### (5) 履行の確認

提案書の技術的所見に記載された内容については、工事完了時に履行状況の検査を行うものとし、受注者の責により入札時の評価内容が満足出来ない場合は、工事成績評価点を減ずる措置を行う。

### 10 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 受領期間：平成26年10月15日（水）から平成26年11月7日（金）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 提出場所：6に同じ。

③ 提出方法：書面持参により提出すること。ただし、郵送（書留郵便に限る。）することにより提出することもできる。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、紙により回答する。また、次のとおり閲覧に供する。

① 期間：平成26年11月12日（水）から平成26年11月14日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 場所：6に同じ。

### 11 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札は、紙により提出すること。

入札の締め切りは、平成26年11月17日（水）10時まで。

開札は、平成26年11月17日（水）11時

(2) 場 所：国立療養所栗生楽泉園 会議室において行う。

(3) その他：競争入札の執行に当たっては、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

### 12 入札方法等

(1) 入札書は持参すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。
  - ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
  - ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
  - ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限り。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

14 工事内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の内容は、「積算数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（配布された様式）とする。

なお、「積算数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も合わせて提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当する場合又は未提出の場合は、原則として当該入札者の入札を無効とする。

別表

<p>1 未提出であると認められる場合（未提出と同視できる場合を含む。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合</li> <li>(2) 内訳書とは無関係な書類である場合</li> <li>(3) 他の工事の内訳書である場合</li> <li>(4) 白紙である場合</li> <li>(5) 内訳書に押印が欠けている場合</li> <li>(6) 内訳書が特定できない場合</li> <li>(7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合</li> </ul>
--	--



2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

#### 15 開札

紙入札方式による場合は入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

#### 16 入札の無効

(1) 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

#### 17 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9(4)の評価方法で決定するものとする。

なお、具体的には「総合評価落札方式の内容」(別添資料1)による。

#### 18 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)を変更できるものとする。

イ) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

ロ) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。

ハ) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。

二) 上記ハ) において途中交代を認める際の現場対応・

- ・交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
- ・技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
- ・工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

19 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

前金払……請負代金の40%以内

部分払

完成払

22 火災保険付保の要否 要。

23 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

24 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、支出負担行為担当官に対して苦情を申立てることができる。

25 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

26 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。
- (6) その他詳細不明の点についての照会先  
6に同じ

(別添資料1)

## 総合評価落札方式の内容

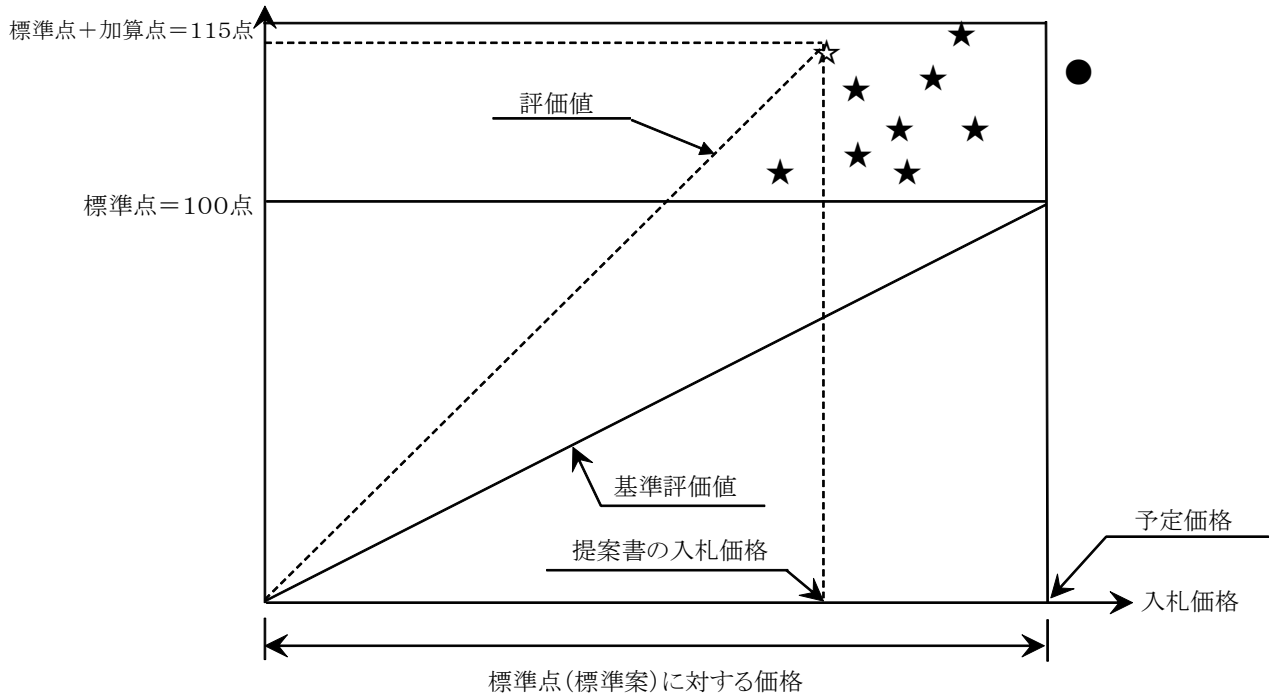
### 1. 総合評価落札方式（簡易型）の考え方

総合評価落札方式（簡易型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、5. 加算点の付与の考え方により点数を付与する方式である。

### 2. 総合評価の仕組み

#### ① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示す。



☆ : 落札者

★ : 非落札者(落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者)

● : 非落札者(予定価格以上)

基準評価値 = 標準点(100点) / 予定価格

評価値 = (標準点+加算点) / 入札価格

予定価格 = 標準案に対する工事費

入札価格 = 技術提案内容等に対する見積工事費

#### ② 落札者の決定方法

以下の条件を満たし、評価値が最も高い者を落札者とする。

a. 入札価格 ≤ 予定価格

b. 最低限の要求要件(標準案の条件)を満たすこと(標準点以上)

c. 評価値 ≥ 基準評価値

\* 条件を満たし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

### 3. 評価項目及び評価指標

① 技術提案 : 施工計画のうち、次の提案について評価する。

\* 安全管理(資機材搬入など)に対する技術的所見

4. 標準点及び加算点

- ①標準点 : 発注者が求める条件(標準案)を満たしていれば、標準点として100点を付与する。  
 ②加算点 : 5. 加算点の付与の考え方に応じて付与する点数とする。

5. 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は以下の通りとする。

評価項目及び指標				加算点 (下記に示す点数の範囲で付与する)
施工の確実性	施工計画	簡易な施工計画	安全管理(貸機材搬入など)に対する技術的所見	15
	企業の技術力	同種工事の施工実績		0
		工事成績		
	技術者の能力	同種工事の実績		
企業の信頼性, 社会性	地域精通度 地域貢献度	地域内での拠点の有無		
		近隣地域での施工実績		
		災害協定等による地域貢献の実績やボランティア活動による地域貢献の実績		
工事信頼度		別添資料2 参照		
合計加算点の最大値				15

6. 落札者の決定

評価値及び落札者の決定(入札参加者が10社の場合の例)

入札者	標準点	加算点 合計	点数 合計 (a)	入札価格 (b) (億円)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	15	115	1.7000	67.6470	☆ 1
②	100	10	110	1.7500	62.8571	4
③	100	10	110	1.8500	59.4594	6
④	100	0	100	1.5500	64.5161	3
⑤	100	15	115	1.9500	58.9743	7
⑥	100	0	100	1.7500	57.1428	8
⑦	100	10	110	1.6500	66.6666	2
⑧	100	15	115	1.9000	60.5263	5
⑨	100	10	110	2.0500	-	注1 -
⑩	100	0	100	2.2000	-	注1 -

・注1: 予定価格を超過

・☆: 落札者

・予定価格=2.0(億円)

・加算点、評価値については、少数第5位切り捨て

(別添資料2)

工事信頼度等の評価について

1. 事故等による安全対策について、口頭注意後2週間は－1点、文書注意後2週間は－2点評価とする。
2. 贈賄等による指名停止の有無を評価し、営業停止又は指名停止期間処置後の3～6ヶ月、文書注意後2ヶ月、口頭注意後1ヶ月の期間については－2点評価とする。